

## 監査結果の公表・決算審査意見の反映

### 監査結果の公表

定期監査等の結果については、議会、市長及び関係のある委員会等に提出するとともに飯田市役所公式ホームページで公表しています。(地方自治法第199条第9項)

なお、監査の結果に関する報告の提出を受けた、市長及び関係のある委員会等が監査の結果に基づき是正・改善措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっています。

措置を講じた旨の通知が監査委員にあったときは、その通知に係る事項を、直近の定期監査報告書等で公表しています。(地方自治法第199条第12項)

### 決算審査意見の反映

監査委員は決算を審査し、その審査結果に意見を付けて市長に提出します。市長は、監査委員の意見を付けた決算を議会に提出して認定を受けます。(地方自治法第233条第3項)